

条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十四号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第二項中「ものの住宅の用途に供する部分」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項並びに第四項第二号及び第三号において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（第四項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下この項において同じ。）」に改め、「当該建築物の住宅」の下に「及び老人ホーム等」を加え、同条第四項中「共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する」を「次に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 令第三百三十五条の十六に規定する昇降機の昇降路の部分
- 二 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- 三 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（給湯設備その他の法第五十二条第六項第三号に規定する国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして同号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第五十六条の七第六項に次の一号を加える。

四 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第四項において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十二条第十四項第三号に規定する国土交通省令で定めるもの

第五十六条の八の見出し並びに同条第一項及び第二項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の

屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして法第五十三条第五項第四号に規定する国土交通省令で定めるもので、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

第五十六条の八に次の一項を加える。

6 第五十六条の五第二項の規定は、第四項の規定による許可をする場合に準用する。

第二条 埼玉県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第十八条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「耐火構造又は」を「耐火構造でない、又は当該部分の主要構造部が」に改める。

第三十二条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「耐火構造又は」の下に「主要構造部を」を加える。

第五十六条の七第六項第四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。